

## 蒲郡市子ども・若者相談窓口設置要綱

### (設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことを支援するため、子ども・若者の支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として、蒲郡市教育委員会生涯学習課青少年センターに「蒲郡市子ども・若者相談窓口」（以下「相談窓口」という。）を設置する。

### (所掌業務)

第2条 相談窓口の所掌業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の自立及び社会参加に関する情報の収集及び情報の提供並びにその相談支援に関すること。
- (2) 子ども・若者の自立及び社会参加を支援する関係機関との連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相談窓口の目的を達成するために必要な事項

### (対象者)

第3条 相談窓口の対象者は、蒲郡市に在住し、又は在学する概ね40歳未満の子ども・若者及びその家族等とする。

### (開設日等)

第4条 相談窓口の開設は、毎週月曜日、水曜日、木曜日及び金曜日の午前9時から午後4時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は相談窓口を開設しないものとする。

### (職員)

第5条 相談窓口には蒲郡市教育委員会が任命する支援相談員（以下「相談員」という。）を置く。

### (秘密保持義務)

第6条 相談員は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (記録及び保管)

第7条 相談員は、相談支援を行ったときは、その要旨及び経過を記録しなければ

ならない。

2 相談員は、前項に規定する記録を厳重に保管しなければならない。

(庶務)

第8条 相談窓口に関する庶務は、蒲郡市教育委員会生涯学習課青少年センターにおいて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。